

山形広域環境事務組合一般職の職員の給与に
関する条例

〔平成7年2月〕
山広環条例第2号

改正 平成15年2月山広環条例第3号

山形広域環境事務組合一般職の職員の給与に関する条例（昭和43年共衛条例第6号）の全部を改正する。

山形広域環境事務組合一般職の職員の給与に関する事項については、山形市一般職の職員の給与に関する条例（昭和46年山形市条例第14号）の規定を準用する。

この場合において、同条例の規定中「市」とあるのは「組合」と、「市長」とあるのは「管理者」と読み替えるものとする。

（平15条例3・一部改正）

附 則

この条例は、平成7年4月1日から施行する。

附 則 （平成15年2月改正）

この条例は、平成15年4月1日から施行する。